



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

1457	瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請	(環境管理課).....	1
*1458	特定商取引に関する法律第66条第6項に規定する証明書の様式	(県民生活課).....	3
1459	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	5
1460	大規模小売店舗立地法による岩出市から聴取した意見の概要	(").....	5
1461	川辺町周辺土地改良区の役員の就任	(農業農村整備課).....	6
1462	清算法人信太村大字下中土地改良区の清算人の就任	(").....	6
1463	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	7
1464	"	(").....	7
1465	"	(").....	7
1466	保安林の皆伐面積の公表	(").....	8
1467	公共測量の実施	(技術調査課).....	8
1468	道路の区域変更	(道路保全課).....	9
1469	道路の供用開始	(").....	9
○ 選挙管理委員会告示			
93	政治団体の届出事項の異動の届出	9
94	政治団体の解散の届出	10
95	政治団体の設立の届出	10
96	衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨	10

告 示

和歌山県告示第1457号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 和歌山県紀の川市東大井330
氏名又は名称 西川食品株式会社 代表取締役 西川文敏
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県紀の川市東大井330
名称 西川食品株式会社
- (3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成29年12月1日から同月22日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市市民部環境衛生課

別表1

種類	基数	能力	使用開始 予定年月 日	1日当 たりの 使用時 間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm ³)
第18号の2ハ NK-1	1	玉ねぎ 400kg /日	既設	8時間 /日	通常	0.33	6.6	350	80	3.5	5	0.3	0.5	10
					最大	0.48	6.6	410	95	4.5	6.4	0.5	0.7	60
第18号の2ハ NK-2	1	人参 100kg /日	既設	8時間 /日	通常	0.07	6.5	330	70	12	4.8	1	<0.5	10
					最大	0.08	6.5	410	110	19	6.9	1.2	<0.5	20
第18号の2口 NK-3	1	米飯 700kg /日	既設	8時間 /日	通常	8	7.8	600	330	450	29	2	37	100
					最大	10	7.8	900	530	700	38	5	49	140
第18号の2ハ NK-4	1	アルミ トレー 480枚 /時	既設	8時間 /日	通常	16	6.8	40	9	23	2.4	0.1	1.4	不検出
					最大	20	6.8	43	10	25	2.6	0.1	1.5	不検出
第18号の2ハ NK-5	1	アルミ トレー 480枚 /時	既設	8時間 /日	通常	0.2	9	160	100	50	8	0.2	10	不検出
					最大	0.24	9.5	220	150	72	13	0.3	20	不検出

別表2

種類 及び 形式	構造	主要 寸法 (m)	能力 (m ³ /日)	汚水 等の 処理 方式	使用開始 予定年月 日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態											
						区分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm ³)		
排水 処理 施設	鉄筋 コン クリ ート 造	W9.0 × L12.5 × H4.0	50	固定 床式 接触 酸化 法	平成 30.1.4	通常	処理 前	42.2	6-8	360	220	280	11	2	13	無数	
							処理 後	42.2	6-8	42	40	52	7.3	1.3	12	不検出	
							最大	処理 前	50	6-8	460	270	350	17	6	17	無数
								処理 後	50	6-8	46	43	55	8	4	12	300

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態									
	区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)
排水口No. 1	通常	80	5.8-8.6	33	38	55	8	3	8	不検出
	最大	90	5.8-8.6	35	40	65	10	4	10	500
排水口No. 2	通常	雨水	—	—	—	—	—	—	—	—
	最大	雨水	—	—	—	—	—	—	—	—

和歌山県告示第1458号

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第66条第6項に規定する証明書の様式を次のように定める。

平成24年和歌山県告示第1029号（特定商取引に関する法律第66条第7項に規定する証明書の様式）は、廃止する。

平成29年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

(表)

	立 入 検 査 員 証 明 書	第 号
3 セ ン チ メ ー ト ル	3 セ ン チ メ ー ト ル	6 セ ン チ メ ー ト ル
写 真	所 属 職 名 氏 名 生年月日 年 月 日	
<p>上記の者は、特定商取引に関する法律第66条の規定により、立入検査をする職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 印</p>		
9センチメートル		

(裏)

特定商取引に関する法律抜粋

(報告及び立入検査)

第66条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業を行う者若しくは購入業者(以下「販売業者等」という。)に対し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に販売業者等の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者(以下この項において「密接関係者」という。)に対し報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に密接関係者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

6 第1項若しくは第2項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)又は第4項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

7 第1項若しくは第2項(これらの規定を第5項において準用する場合を含む。)又は第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第71条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(3) 第66条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第1項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第66条第2項(同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第2項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

特定商取引に関する法律施行令抜粋

(都道府県が処理する事務)

第19条 法第7条から第8条の2まで、第38条から第39条の2まで、第46条から第47条の2まで、第56条から第57条の2まで及び第58条の12から第58条の13の2までに規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第6条の2、第34条の2、第36条の2、第43条の2、第44条の2、第52条の2、第54条の2、第66条第1項から第3項まで(同条第5項において準用する場合を含む。)、第66条の2並びに第66条の5第1項及び第2項に規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業を行う者又は購入業者の業務(略)に係るものは、都道府県知事が行うこととする。(以下略)

和歌山県告示第1459号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

和歌山ミオ北館

和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

和歌山ターミナルビル株式会社 代表取締役 右京和正

和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 和歌山ターミナルビル株式会社 代表取締役 森田茂

和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地

(変更後) 和歌山ターミナルビル株式会社 代表取締役 右京和正

和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 縦覧図書のとおり

(変更後) 縦覧図書のとおり

4 変更年月日

(1) 平成29年3月24日

(2) 平成29年10月28日

5 変更した理由

(1) 代表者の交代のため

(2) 小売業者の変更のため

6 届出年月日

平成29年11月15日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年12月1日から平成30年4月2日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1460号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス野上野店
和歌山県岩出市野上野416番外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成29年和歌山県告示第891号

3 意見の概要

- (1) 事業予定地における作業に伴う騒音、振動等の防止に適切な措置を講じるとともに、付近の安全と生活環境の保全を図り、関係法令・和歌山県公害防止条例を遵守すること。
- (2) 屋外広告物の許可申請を行うこと。
- (3) 対象地及びその近傍に地籍調査に係る既設の基準点が存在するため、岩出市土木課事業管理室と基準点の復旧協議を行うこと。
- (4) 都市計画法に基づく開発の許可申請及び岩出市開発事業に関する条例に基づく協議を行うこと。
- (5) 農地法に基づく農地転用の許可申請を行うこと。
- (6) 周辺に通学路となっている道があるため、作業中の安全管理に注意すること。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）
岩出市事業部産業振興課（岩出市西野202番地の3）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成29年12月1日から平成30年1月4日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1461号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により川辺町周辺土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成29年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

就任した役員（平成29年11月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	久留米啓史	日高郡日高川町大字江川463番地1

和歌山県告示第1462号

清算法人信太村大字下中土地改良区の清算人に次の者が就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成29年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

就任した清算人

氏名	住所
守内一泰	橋本市高野口町下中140番地
森田育男	橋本市高野口町下中268番地

裕照義	橋本市高野口町下中205番地
田中頼清	橋本市高野口町下中121番地の2
田中忠男	橋本市高野口町下中128番地
裕和也	橋本市高野口町下中105番地の1
守内長利	橋本市高野口町下中161番地
石橋正次	橋本市高野口町下中272番地

和歌山県告示第1463号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成29年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1464号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成29年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1465号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成29年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1466号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成29年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表する。

平成29年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積（ヘクタール）
紀南地域水源涵養保安林	3,508.36
紀中地域水源涵養保安林	1,426.00
紀北地域水源涵養保安林	289.19
紀南地域土砂流出防備保安林	902.31
紀中地域土砂流出防備保安林	393.23
紀北地域土砂流出防備保安林	412.89
紀南地域干害防備保安林	9.26
紀中地域干害防備保安林	7.92
紀北地域干害防備保安林	15.72
和歌山県全域保健保安林	156.12

和歌山県告示第1467号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき岩出市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳図データ）
- 2 作業期間 平成29年11月28日から平成30年3月30日まで
- 3 作業地域 和歌山県岩出市全域

和歌山県告示第1468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 たかの金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字高津尾字広瀬1309番1地内	旧	5.56 ） 18.77	49.35	
同上	新	12.74 ） 21.92	49.35	

和歌山県告示第1469号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 たかの金屋線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字高津尾字広瀬1309番1地内

供用開始の期日 平成29年12月1日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第93号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年12月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党和歌山県第二選挙区支部	石田真敏	主たる事務所の所在地	岩出市宮83 ホテルいとう1階	海南市日方1286-10	平成 29.10.30
自由民主党遺族会和歌山県支部	杉本正博	代表者	杉本正博	森益男	平成 29.11.1

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
日本遺族政治連盟 和歌山県本部	杉本正博	代表者	杉本正博	森益男	平成 29.11.1
和歌山県水落敏栄 後援会	杉本正博	代表者	杉本正博	森益男	平成 29.11.1

和歌山県選挙管理委員会告示第94号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年12月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
えのもと喜之後援会	島津章	平成 29.10.16

和歌山県選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年12月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
私鉄龍神自動車 交通政策研究会	山口茂	瀧本久美子	田辺市あけぼの37-20	平成 29.10.16
えのもと喜之後 援会	島津章	榎本光子	紀の川市高野415	平成 29.10.18
私鉄御坊南海バ ス交通政策研究 会	小山三吉	森岡大海	御坊市菌37	平成 29.10.26

和歌山県選挙管理委員会告示第96号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年12月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

23,801,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	原 矢寸久	候補者届出政党 又は所属党派	日本共産党	期間	10月6日から	第1回分
出納責任者氏名	藤井 健太郎				10月27日まで	

収入			支出		
主たる寄附			人件費		円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費		135,000円
日本共産党北部地区委員会	政党支部	500,000円	選挙事務所費		120,000円
日本共産党和歌山県委員会	政党支部	120,000円	集会会場費		15,000円
			通信費		円
			交通費		円
			印刷費		円
			広告費		250,252円
			文具費		円
			食糧費		100,000円
その他の寄附		円	休泊費		円
その他の収入		円	雑費		円
今回計		620,000円	今回計		485,252円
前回計		円	前回計		円
総計		620,000円	総計		485,252円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	
	ポスターの作成	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	

報告書受理年月日	平成29年11月4日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	岸本 周平	候補者届出政党 又は所属党派	希望の党	期間	9月27日から	第1回分
出納責任者氏名	末次 啓了				10月26日まで	

収入			支出		
主たる寄附			人件費		円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費		204,040円
民進党	政党	20,000,000円	選挙事務所費		45,640円
民進党和歌山県第1区総支部	政党支部	255,282円	集会会場費		158,400円
			通信費		円
			交通費		円
			印刷費		360,500円
			広告費		335,992円
			文具費		286,245円
			食糧費		259,408円
その他の寄附		円	休泊費		円
その他の収入		円	雑費		394,997円
今回計		20,255,282円	今回計		1,841,182円
前回計		円	前回計		円
総計		20,255,282円	総計		1,841,182円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	132,300円
	ビラの作成	228,200円
	ポスターの作成	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	108,000円
	計	633,242円

報告書受理年月日	平成29年11月4日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	門 博文	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	9月18日から 11月2日まで	第1回分
出納責任者氏名	藤谷 茂樹					

収入			支出		
主たる寄附			人件費		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費		
自由民主党和歌山県第一選挙区支部	政党支部	12,000,000 円	選挙事務所費		
			集会会場費		
			通信費		
			交通費		
			印刷費		
			広告費		
			文具費		
			食糧費		
その他の寄附		円	休泊費		
その他の収入		円	雑 費		
今回計		12,000,000 円	今回計		
前回計		円	前回計		
総 計		12,000,000 円	総 計		

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	264,600円
	ビラの作成	462,000円
	ポスターの作成	783,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	109,828円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	120,960円
	計	1,948,356円

報告書受理年月日	平成29年11月4日	第1回報告分
----------	------------	--------

- 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第2区
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 22,893,400 円
- 報告書の要旨

候補者氏名	下村 雅洋	候補者届出政党 又は所属党派	日本共産党	期間	10月1日から 10月14日まで	第1回分
出納責任者氏名	吉田 雅哉					

収入			支出		
主たる寄附			人件費		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費		
日本共産党紀北地区委員会	政党支部	1,000,000 円	選挙事務所費		
			集会会場費		
			通信費		
			交通費		
			印刷費		

その他の寄附	円	広告費	315,161円
その他の収入	円	文具費	円
今回計	1,000,000円	食糧費	円
前回計	円	宿泊費	円
総計	1,000,000円	雑費	円
		今回計	1,528,061円
		前回計	円
		総計	1,528,061円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	207,900円
ビラの作成	420,000円
ポスターの作成	585,000円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	84,000円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	65,000円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	32,000円
計	1,393,900円

報告書受理年月日	平成29年11月6日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	栄 隆則	候補者届出政党 又は所属党派	日本維新の会	期間	10月4日から 10月30日まで	第1回分
出納責任者氏名	栄 陽子					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	693,800円	
その他の寄附	円		家屋費	153,000円	
その他の収入	3,000,000円		選挙事務所費	153,000円	
今回計	3,000,000円		集会会場費	円	
前回計	円		通信費	3,078円	
総計	3,000,000円		交通費	円	
			印刷費	992,500円	
			広告費	770,809円	
			文具費	20,451円	
			食糧費	82,136円	
			宿泊費	円	
			雑費	43,881円	
			今回計	2,759,655円	
			前回計	円	
			総計	2,759,655円	

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	227,500円
ビラの作成	245,000円
ポスターの作成	520,000円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	147,000円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	144,000円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	24,000円
計	1,307,500円

報告書受理年月日	平成29年11月6日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	石田 真敏	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	10月2日から 10月31日まで	第1回分
出納責任者氏名	今西 敏之					

収入	支出	
主たる寄附	人件費	1,410,000円

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
自由民主党和歌山県第二選挙区支部	政党支部	7,000,000 円
その他の寄附		円
その他の収入		円
今回計		7,000,000 円
前回計		円
総計		7,000,000 円

家屋費	1,748,372 円
選挙事務所費	1,612,924 円
集会会場費	135,448 円
通信費	21,041 円
交通費	186,694 円
印刷費	1,369,900 円
広告費	610,848 円
文具費	18,482 円
食糧費	202,841 円
休泊費	179,728 円
雑費	763,876 円
今回計	6,511,782 円
前回計	円
総計	6,511,782 円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	248,500円
ビラの作成	441,000円
ポスターの作成	648,000円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	45,000円
計	1,755,210円

報告書受理年月日	平成29年11月6日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	坂田 隆徳	候補者届出政党 又は所属党派	希望の党	期間	9月22日から 10月31日まで	第1回分
出納責任者氏名	坂田 隆彦					

収入		
主たる寄附		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
民進党	政党	15,000,000 円
その他の寄附		20,000 円
その他の収入		120,000 円
今回計		15,140,000 円
前回計		円
総計		15,140,000 円

支出	
人件費	1,747,000 円
家屋費	395,433 円
選挙事務所費	395,433 円
集会会場費	円
通信費	1,292 円
交通費	28,970 円
印刷費	1,123,988 円
広告費	1,060,196 円
文具費	38,769 円
食糧費	75,374 円
休泊費	5,000 円
雑費	78,335 円
今回計	4,554,357 円
前回計	円
総計	4,554,357 円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	227,500円
ビラの作成	376,488円
ポスターの作成	520,000円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	162,000円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	140,400円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	
計	1,426,388円

報告書受理年月日	平成29年11月4日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	坂田 隆徳	候補者届出政党 又は所属党派	希望の党	期間 11月6日から 11月7日まで	第2回分
出納責任者氏名	坂田 隆彦				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		円
			家屋費		円
			選挙事務所費		円
			集会会場費		円
			通信費		27,300円
			交通費		円
			印刷費		円
			広告費		41,040円
			文具費		円
			食糧費		円
その他の寄附		円	休泊費		円
その他の収入		円	雑費		円
今回計		円	今回計		68,340円
前回計		15,140,000円	前回計		4,554,357円
総計		15,140,000円	総計		4,622,697円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	227,500円
	ビラの作成	376,488円
	ポスターの作成	520,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	162,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	140,400円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	1,426,388円

報告書受理年月日	平成29年11月10日	第2回報告分
----------	-------------	--------

- 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第3区
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
- 報告書の要旨

23,059,400円

候補者氏名	楠本 文郎	候補者届出政党 又は所属党派	日本共産党	期間 9月27日から 10月21日まで	第1回分
出納責任者氏名	山中 邦夫				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		円
日本共産党和歌山県南地区委員会	政党支部	500,000円	家屋費		178,220円
			選挙事務所費		150,000円
			集会会場費		28,220円
			通信費		円
			交通費		28,030円
			印刷費		1,275,300円
			広告費		306,448円
			文具費		円
			食糧費		29,748円
その他の寄附		円	休泊費		69,260円
その他の収入		円	雑費		円
今回計		500,000円	今回計		1,887,006円
前回計		円	前回計		円
総計		500,000円	総計		1,887,006円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	207,900円
	ビラの作成	420,000円
	ポスターの作成	647,400円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	43,400円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	55,080円
	計	1,581,748円

報告書受理年月日	平成29年11月6日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	二階 俊博	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間 10月 2日から 11月 2日まで	第1回分
出納責任者氏名	二階 俊樹				

収入			支出	
主たる寄附			人件費	1,350,000円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	37,498円
自由民主党和歌山県第3選挙区支部	政党支部	10,000,000円	選挙事務所費	円
			集会会場費	37,498円
			通信費	58,985円
			交通費	136,494円
			印刷費	1,792,800円
			広告費	633,719円
			文具費	3,918円
			食糧費	378,726円
その他の寄附		円	休泊費	404,930円
その他の収入		円	雑費	1,019,583円
今回計		10,000,000円	今回計	5,816,653円
前回計		円	前回計	円
総計		10,000,000円	総計	5,816,653円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	777,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	72,144円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	129,600円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	41,364円
	計	1,765,958円

報告書受理年月日	平成29年11月2日	第1回報告分
----------	------------	--------